



不法投棄は

犯罪

です

懲役 5 年

以下もしくは

罰金 1,000 万円

以下またはその両方

(法人は 3 億円以下)

不法投棄とは、みだりにごみを排出することです。道端にポイ捨てすることや分別などのルールを守らずにごみを排出することも不法投棄となります。不法投棄は法律で禁止されており、違反すると厳しく罰せられます。

市は、職員によるパトロールや警察と連携した対応を行っており、不法投棄の防止や早期発見、違反者の特定に努めています。

問合せ先 廃棄物対策課 ☎ 35-4395

10 月は北海道の
廃棄物適正処理
推進月間です

⚠ 不法投棄をさせない！

土地の所有者や管理者は、不法投棄の被害に遭わないようにしましょう。投棄者が判明しない場合、所有者（管理者）が処分しなければなりません。

こんな対策を！ ●ロープを張る ●看板を設置する ●定期的に除草する

⚠ 不法投棄は資源回収ボックスでも！

小型家電などの拠点回収であっても、ルール違反は不法投棄になります。他の利用者や回収拠点の迷惑となりますので、絶対にしないでください。

不法投棄が続くようであれば、拠点回収の廃止も検討しなければなりません。

⚠ 事業で出たごみはゴミステーションには出せません！

ゴミステーションは、家庭から出るごみを集めるものです。事業で出たごみの処理は、許可を受けた業者に委託しなければなりません。

⚠ 発見したら通報！

不法投棄をされると、時間がたつにつれ原状回復が困難になります。

不法投棄と思われる物を発見した場合は、触らずに廃棄物対策課へ連絡してください。市ホームページの不法投棄通報フォームから連絡することもできます。産業廃棄物は、産廃 110 番もご利用ください。



不法投棄通報フォーム

産廃 110 番

フリーダイヤル ごみ ハイ 通報

0120-53-8124

北海道循環型社会推進課